国土交通省
観光庁
Japan Tourism Agency　Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、
北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局
神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局
九州運輸局、沖縄総合事務局

令和２年１月31日
観　　光　　庁

感染症等を起因とした外国人観光客の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者向けの特別相談窓口の設置について

新型コロナウイルスに関連した感染症等を起因として、中国からの団体旅行や個人向けパッケージ商品の取り扱いが停止されたこと等により、外国人観光客減少等の経営環境の変化に直面している宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、１月31日より、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置します。

１．趣旨

感染症等を起因とした外国人観光客の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者等の不安を解消するため、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局内に特別相談窓口を設置し、宿泊事業者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

２．特別相談窓口連絡先

（別紙のとおり）

３．サポート内容

- 宿泊事業者等からの相談・要望対応
- 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
- 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

【お問い合わせ先】
観光庁観光産業課：坂野（27333）、松浦（27305）、浅井（27314）
電話：03-5253-8111（代表）　03-5253-8330（直通）　ＦＡＸ：03-5253-1585

別　紙

《特別相談窓口連絡先》

（北海道）
- 窓口設置場所：北海道運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：011-290-2700　・FAX：011-290-2702

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- 窓口設置場所：東北運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：022-791-7509　・FAX：022-791-7538

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
- 窓口設置場所：関東運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：045-211-1255　・FAX：045-211-7270

（新潟県、富山県、石川県、長野県）
- 窓口設置場所：北陸信越運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：025-285-9181　・FAX：025-285-9172

（福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- 窓口設置場所：中部運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：052-952-8045　・FAX：052-952-8087

（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）
- 窓口設置場所：近畿運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：06-6949-6466　・FAX：06-6949-6135

（兵庫県）
- 窓口設置場所：神戸運輸監理部総務企画部企画課
- 電話番号：078-321-3144　・FAX：078-321-3474

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- 窓口設置場所：中国運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：082-228-8701　・FAX：082-228-9412

（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- 窓口設置場所：四国運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：087-802-6735　・FAX：087-802-6732

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- 窓口設置場所：九州運輸局観光部観光企画課
- 電話番号：092-472-2330　・FAX：092-472-2334

（沖縄県）
- 窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室
- 電話番号：098-866-1812　・FAX：098-860-2369

各運輸局に設置した特別相談窓口の概要

国土交通省 観光庁

観光庁及び各運輸局等に設置する特別相談窓口において、宿泊施設・旅行業者等の状況や困っている点について
丁寧に個別相談

運転資金等が不足する場合

各種経営相談がある場合

従業員の雇用の維持を図る場合

セーフティネット貸付

日本政策金融公庫等が運転資金又は設備資金を融資（最大7.2億円）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

①中小企業に対する相談窓口や高度な経営アドバイスの無料での実施
②自助努力だけでは解決困難な経営課題について無料で専門家を派遣し課題解決を支援

雇用調整助成金

各労働局を窓口として、休業手当や教育訓練等の費用の2/3（大企業の場合1/2）を助成

経営改善

観光庁及び各運輸局等が、宿泊施設・旅行業者等から相談や要望を聞き取った上で、**経営環境の改善まで個別にケア**